

| | |
|---|--|
| <h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">組合そくほう</h1> <p>全大教ホームページ http://www.zendaikyo.or.jp/ 信州大学教職員組合 URL http://www7a.biglobe.ne.jp/~akarenga/</p> | <p>信州大学教職員組合事務局 直通電話：0263-33-0933 (FAX 兼用) 内線：811-2341 akarenga@kbf.biglobe.ne.jp 通算 876 号 2019 年 9 月 25 日発行</p> |
|---|--|

「公務員等」へのマイナンバーカード取得強制について

第4回デジタル・ガバメント閣僚会議（令和元年6月4日）において「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」が決定しました。

マイナンバーカード（以下「カード」）は 国内に住む全ての人に割り当てられた 12 桁のマイナンバー（個人番号）のほか顔写真や氏名、住所、生年月日が載った IC カードで、身分証明書になり、2016 年 1 月から申請に応じて自治体が交付しています。IC の電子認証機能により、住民票の写しをコンビニで受け取るサービスやオンライン確定申告が可能で、健康保険証として使えるようにする改正健康保険法は今年 5 月に成立しています。

カードの発行枚数は 8 月 4 日時点で約 1,751 万枚と、人口の約 13.7%にとどまっています。普及しない理由として、昨年秋の内閣府の世論調査では、53.0%が「カードを取得する予定がない」と回答していて、うち 26.9%が「個人情報の漏えいが心配」と答えています。

また 2020 年には 16 年に交付されたカードが更新時期を迎え始めます。カード取得者が「必要と感じなかった」と更新しなければ、電子機能の利用者数が減ることになります。

そこで国では、上記のようにカードが健康保険証としても利用できるようにしました。

それに伴い、下記のような方針が示されています（要約）

（1）医療の質と利便性の向上等

- ・診療時における確実な本人確認と保険資格確認が可能になる。オンラインで保険資格を確認できる。失効した保険証の利用等による過誤請求を防止。
- ・令和3年3月より、マイナポータルにおいて特定健診情報の閲覧を開始。
- ・同年10月からは、薬剤情報、医療費情報の閲覧を開始する。本人の同意の下、カードの活用により、服薬履歴や特定健診情報を医療機関等で閲覧可能になる。
- ・令和3年10月より、カードをお薬手帳として活用することを可能とする
- ・本人同意に基づく特定健診情報の活用・連携
- ・令和4年1月からは、確定申告手続において医療費に係る領収書の保存が不要

（2）カードの健康保険証利用に向けた環境整備

①医療機関側においてマイナンバーカードの健康保険証利用のための読み取り端末、システム等の早期整備が必要である。令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指す。また、小規模診療所等への利用支援、重点的な補助等について検討する。

②健康保険証利用に向け、保険者から事業主、加入者等へのカード取得要請とそのフォローアップを行うとともに、保険者による被保険者のカードの初回登録の推進を図る。**国家公務員及び地方公務員等（国家公務員共済組合・地方公務員共済組合）については、本年度内に、カードの一斉取得を推進する。**

（裏面へ続く）

信州大学教職員組合が所属する全国大学高専教職員組合（全大教）では、この方針に注目し、文科省共済組合のカード利活用促進について、文科省に問合せました。

文科省からの回答の概要は以下の通りです。

- ・政府としてデジタル・ガバメント閣僚会議で方針を確認。
- ・骨太方針に全公務員取得の方向が記されている。この公務員には共済組合員が含まれる。
- ・各府省へ、公務員に対してカード取得の勧奨をしてくださいと依頼が来ている。
- ・個々人がカードを取得することについては強制ではない。これは制度の前提である。
- ・これに基づき、省として、公務員に勧奨を行うことになっている。
- ・共済組合は組合員に交付申請書を配布することによって取得の支援をする。
- ・あくまで支援であって強制ではない。
- ・各国立大学法人にはこうした動きになっていることを連絡している。
- ・交付申請書の配布は10月以降になるのではないかと考えている。

マイナンバー制度ができて4年目となります。システムがしっかりしているからか、使用目的が限定されているからか、普及していないせいなのか、当初言われていた「危険」「個人情報漏洩」の事例は、ほとんど聞きません。現在は「通知カードのコピー」で年末調整などが足りていることもあり、健康保険証が無くなるわけでもありませんので、カードを作る必要性が感じられませんが、今後はどうなのでしょう。

信州大学におきましても、10月以降「文部科学省共催組合」から交付用紙が配布されると思います。文科省からは「強制ではない」と回答を得ていますので、ご自分でご判断ください。

「全教職員がカード取得した大学には、運営費交付金を倍増」などというアメがあれば、協力も考えます???

令和元年人事院勧告について 大学側と交渉を始めます

当組合では、大学と事前交渉を9月30日に始めます。事前交渉は、それぞれの意見を提案して相手に持ち帰ってもらい、検討してもらうための交渉でその後、労使交渉（本交渉）で決着をします。

今回は大学側から令和元年の人事院勧告についての提案を受けます。

組合からは、教員の年俸制問題、非常勤職員問題、チェックオフについて、地域手当について、結婚休暇の取得についてなどの提案や意見交換を行なう予定です。

詳しくは 後日発行の そくほうにて掲載いたします。

〈長野ろうきん〉のキャッシュカードは
ATMお引出し手数料

手数料 0円

全国の〈ろうきん〉、セブン銀行などのコンビニ、ゆうちょ銀行、
その他の金融機関のATMでお引出しいただけます。
※設置場所・時間帯によってはご利用いただけない場合があります。

その場で **全額**
キャッシュバック

1 **コンビニATMでも使えます**
[手数料は実質0円]フルキャッシュバック

はたらく人の想いと生きる
長野ろうきん

BANK JP BANK AEON Bank micj

長野ろうきん 検索